



第64回定時株主総会 招集ご通知

平成29年6月29日(木曜日)開催

目次

第64回定時株主総会招集ご通知	… 1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	… 3
第2号議案 定款一部変更の件	… 4
第3号議案 取締役6名選任の件	… 5
第4号議案 監査役2名選任の件	… 8
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	… 9
第6号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬制度導入の件	…10
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	…13
2. 会社の株式に関する事項	…17
3. 会社の新株予約権等に関する事項	…18
4. 会社役員に関する事項	…19
5. 会計監査人の状況	…22
6. 会社の体制及び方針	…22
連結計算書類	
連結貸借対照表	…29
連結損益計算書	…30
連結株主資本等変動計算書	…31
連結注記表	…32
計算書類	
貸借対照表	…36
損益計算書	…37
株主資本等変動計算書	…38
個別注記表	…39
監査報告書	…43
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	…46
株主総会会場ご案内図	末尾

平成29年6月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社

代表取締役社長 谷 上 俊 二

(証券コード 4687)

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（46頁から47頁）をご確認くださいようお願い申し上げます。

書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

またインターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年 6 月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目 4 番 1 号
都市センターホテル6階
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第64期（平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 定款一部変更の件
第 3 号議案 取締役 6 名選任の件
第 4 号議案 監査役 2 名選任の件
第 5 号議案 補欠監査役 1 名選任の件
第 6 号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tdc.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 3. 当日はクールビズにて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきまして、経営基盤の充実と財務体質の強化を通じて企業価値の向上を図るとともに、株主に対する積極的な利益還元を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づくとともに株主各位の日頃のご支援にお応えするため、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき32円（うち、普通配当30円・創業55周年記念配当2円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は385,442,176円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の商号を営業上使用している表記に統一するため、第1条について所要の変更を行うものであります。

なお、商号変更につきましては、附則により平成29年10月1日から効力を生ずるものとし、効力発生日経過後、当該附則は定款より削除いたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社</u>と称し、英文では、<u>TDC SOFTWARE ENGINEERING Inc.</u>と表示する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>TDCソフト株式会社</u>と称し、英文では、<u>TDC SOFT Inc.</u>と表示する。</p> <p><u>附則</u> <u>第1条の変更は、平成29年10月1日から効力を生ずるものとし、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役橋本文雄、谷上俊二、小田島吉伸、河合靖雄、北川和義及び桑原茂の6氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	橋本文雄 (昭和22年4月28日)	昭和45年4月 当社入社 平成元年5月 当社取締役総務部長兼人事部長 平成5年10月 当社常務取締役システム統括部担当 平成12年4月 当社専務取締役営業本部長 平成14年4月 当社専務取締役営業本部長兼システム本部長 平成16年4月 当社専務取締役金融システム事業本部長 平成19年6月 当社代表取締役副社長 平成21年6月 当社代表取締役会長（現任）	147,700株
2	谷上俊二 (昭和28年6月7日)	昭和51年4月 当社入社 平成4年4月 当社システム技術部長 平成10年10月 当社総務部長 平成13年4月 当社理事経営企画室長 平成15年6月 当社取締役システム本部長 平成19年6月 当社取締役執行役員営業本部長兼技術開発本部長 平成20年4月 当社取締役執行役員ソリューション営業本部長兼ソリューションサービス本部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 平成21年1月 当社専務取締役 平成21年6月 当社代表取締役社長（現任）	77,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	<p style="text-align: center;">おだじま よしのぶ 小田島 吉 伸 (昭和34年12月3日)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社</p> <p>平成16年4月 当社金融システム事業本部営業推進部長</p> <p>平成19年4月 当社金融システム事業本部保険システム事業部長</p> <p>平成20年4月 当社金融システム本部副本部長</p> <p>平成21年4月 当社執行役員</p> <p>平成23年6月 当社取締役執行役員</p> <p>平成24年4月 当社取締役執行役員グループビジネス本部担当兼金融システム本部長</p> <p>平成25年7月 当社取締役常務執行役員</p> <p>平成26年4月 当社取締役常務執行役員営業戦略本部長</p> <p>平成27年4月 当社取締役専務執行役員（現任）</p> <p>平成28年4月 当社ファイナンシャルビジネスユニット担当兼エンタープライズビジネスユニット担当兼営業戦略本部担当兼ITインテグレーション事業本部担当（現任）兼システム開発本部担当（現任）兼グループビジネス推進室担当（現任）兼関西事業所担当（現任）</p>	30,900株
4	<p style="text-align: center;">かわい やすお 河合 靖 雄 (昭和38年4月20日)</p>	<p>平成元年4月 当社入社</p> <p>平成13年10月 当社第4システム統括部長</p> <p>平成16年4月 当社金融システム事業本部金融システム事業部長兼同本部クレジットシステム事業部長</p> <p>平成18年4月 当社執行役員</p> <p>平成19年6月 当社取締役執行役員（現任）金融システム事業本部長</p> <p>平成20年4月 当社営業本部長</p> <p>平成22年4月 当社セキュリティ・品質保証部担当兼業務改革プロジェクト推進室担当兼グループビジネス推進室担当</p> <p>平成22年10月 当社営業本部担当兼業務推進本部長</p> <p>平成25年4月 当社イノベーションビジネス本部長</p> <p>平成28年4月 当社ソリューションビジネスユニット担当（現任）、業務推進本部長</p> <p>平成29年4月 当社ビジネスマネジメント推進本部長兼未来技術推進室長（以上、現任）</p>	41,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	きたがわ かずよし 北川 和義 (昭和37年12月18日)	平成3年1月 当社入社 平成17年10月 当社営業本部営業企画部長 平成20年4月 当社営業本部社会システム営業統括部長 平成21年4月 当社営業本部副本部長 平成22年10月 当社執行役員 平成24年4月 当社営業本部副本部長兼ITビジネス本部副本部長 平成25年6月 当社取締役執行役員（現任） 平成26年4月 当社法人システム事業本部長 平成27年4月 当社営業戦略本部担当 平成28年4月 当社ソリューション事業本部長（現任）兼営業戦略本部副本部長 平成29年4月 当社営業本部副本部長（現任）	21,300株
6	くわばら しげる 桑原 茂 (昭和24年7月29日)	昭和49年4月 東京ガス株式会社入社 平成15年4月 同社天然ガス自動車部長 平成18年4月 株式会社ティージー情報ネットワーク常務取締役 平成27年6月 当社社外取締役（現任）	-株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 桑原茂氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、桑原茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 桑原茂氏を社外取締役として選任する理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし当社の経営に対する的確な助言等をいただけるものと判断したためであります。
4. 当社は桑原茂氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。
5. 桑原茂氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役野崎聡氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役秋山一郎氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
1	の さ き さとし 野 崎 聡 (昭和31年10月14日)	昭和54年4月 新日本証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入社 昭和61年5月 米国コロンビア大学経営大学院修士課程終了（MBA取得） 平成6年10月 同社フランクフルト駐在員事務所所長 平成8年11月 New Japan Bank (Switzerland) Ltd. 社長 平成10年4月 株式会社新日本証券調査センター（現 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング）経済調査部長 平成15年10月 当社入社監査室長 平成16年6月 当社常勤監査役 平成18年6月 当社理事営業本部副本部長 平成21年6月 当社常勤監査役（現任） (重要な兼職の状況) 有限会社野崎事務所代表取締役社長	502,600株
2	おかまつ ひろあき 岡 松 宏 明 (昭和28年1月10日)	昭和51年4月 松下鈴木株式会社（現 伊藤忠食品株式会社）入社 平成3年1月 伊藤忠システム開発株式会社（現 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社）移籍 平成17年6月 同社執行役員食品流通事業部事業部長 平成20年4月 同社執行役員流通システム第2事業部事業部長 平成20年6月 アサヒビジネスソリューションズ株式会社取締役 平成25年4月 同社取締役副社長 平成26年4月 同社代表取締役社長 平成28年4月 学校法人東京理科大学学術情報システム部非常勤事務嘱託（現任）	一株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 岡松宏明氏は、新任の社外監査役候補者であります。
なお、当社は、岡松宏明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 岡松宏明氏を社外監査役として選任する理由は、専門的な知識・経験等を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断したためであります。
4. 野崎聡氏および岡松宏明氏を選任いただいた場合は、当社は両氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、大野秀男氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
大野秀男 (昭和27年7月18日)	昭和51年4月 当社入社 昭和54年3月 当社退職 昭和58年9月 公認会計士・税理士相田瑞穂事務所入所 昭和63年4月 税理士登録 平成2年4月 大野秀男税理士事務所 開設 同所所長(現任)	-株

- (注) 1. 補欠監査役候補者大野秀男氏と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 大野秀男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 大野秀男氏を社外監査役の補欠として選任する理由は、税理士としての専門的な知識・経験等を監査業務に活かしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成28年6月29日開催の第63回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額360百万円以内うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、現時点において、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は8名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の算定方法及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が抛出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成34年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成29年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、200百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、200百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、200百万円を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、100,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(5) 取締役が給付される当社株式等の数の具体的な算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、20,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(6) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境に改善がみられ緩やかな回復基調が続いております。しかしながら新興国経済の減速、英国のEU離脱問題や米国新政権の政策運営の動向等、先行き不透明な状況が続いております。

情報サービス産業におきましては、人工知能やIoT (Internet of Things) 等の技術によるビジネス分野への利活用拡大が期待されております。

このような環境の中で、当社グループは、平成28年4月から平成31年3月における中期経営計画のもと、「お客様から最も信頼されるパートナー企業の実現」を目指し、お客様の繁栄への寄与に努めております。また、お客様に密着し広範囲な工程や業務分野のサービスを提供するビジネスモデル（パートナー型ビジネス）と業務・技術に特化し、幅広く複数のお客様にサービスを提供するビジネスモデル（ソリューション型ビジネス）を強化し、そこから生じた利益を将来の事業基盤に必要な不可欠となる人材、知財へ集中的に投資し、継続的成長を実現するための財産づくりを行う戦略を基本戦略に掲げております。

その結果、当社グループの業績は、各事業分野の成長戦略が堅調に推移し、売上高は22,991百万円（前期比9.8%増）、営業利益は1,645百万円（前期比24.5%増）、経常利益は1,690百万円（前期比29.5%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、増収に加えて期初の予想より法人税等が減少したことにより、1,165百万円（前期比48.8%増）となりました。

分野別の売上高は次のとおりです。

アプリケーション開発分野（金融）は、金融業向けに業務アプリケーション開発の提供を行っております。当期は、クレジット業や銀行業向けの大型システム開発案件が堅調に推移しており、売上高は前期比6.2%増収の13,137百万円となりました。

アプリケーション開発分野（法人）は、流通業、製造業、サービス業や公共向けに業務アプリケーション開発の提供を行っております。当期は、エネルギー業向けや流通業向けの開発案件等に取り組んだ結果、売上高は前期比22.7%増収の4,218百万円となりました。

ソリューション分野（インフラ・ネットワーク）は、ITインフラの環境設計、構築、運用支援、ネットワーク製品開発、ネットワークインテグレーション等の提供を行っております。当期は、官庁向けや通信業向けのITインフラ構築案件等に取り組んだ結果、売上高は前期比7.0%増収の3,813百万円となりました。

ソリューション分野（パッケージ等）は、ストレスチェック支援ソリューション「M-Check+」、タレントマネジメントシステム「HuTaCT」、PaaS型クラウドサービス「Trustpro」等のクラウドサービスやBI/DWH、ERP/CRMに関連するソリューションの提供を行っております。当期は、「Trustpro」に関連する案件やBI、ERPに関連する案件等に取り組んだ結果、売上高は前期比16.3%増収の1,822百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、永続的な成長の礎を築くための計画として、平成28年4月から平成31年3月における中期経営計画を策定しております。平成29年10月16日に創業55周年を迎える当社は、企業価値向上により一層努めると共に5年後を見据えた経営を加速させ、長期的な安定成長を図ってまいります。

当社グループの強みは、「お客様に密着し広範囲な工程や業務分野のサービスを提供するビジネスモデル（パートナー型ビジネス）」と「業務・技術に特化し、幅広く複数のお客様にサービスを提供するビジネスモデル（ソリューション型ビジネス）」の2つのビジネスモデルを保有していることと考えております。当中期経営計画は、この2つのビジネスモデルを継続させ、そこから生じた利益を将来の事業基盤に必要不可欠となる人材、知財へ集中的に投資し、継続的成長を実現するための財産づくりを行う戦略を基本戦略に掲げております。

基本戦略を実現するため、次の重点施策を実施してまいります。

【パートナー型ビジネスの追求】

プロジェクトマネージャーを始めとした人材育成や補強に取り組むとともに、顧客ニーズの変化に対応し、重要顧客との取引拡大や新たな顧客の獲得に向けた推進力を強化する。

【ソリューション型ビジネスの追求】

自社クラウドサービス「Trustpro」のコンテンツ拡充やBI/DWH、ERP/CRM等の新規ソリューション商材の開発、拡販等により、エンドユーザーに対し訴求力の高いソリューションビジネスの拡大を推進する。

【新規ビジネスの創出】

刻々と変化する社会情勢や技術動向において、未来に向けた新規ビジネスを開拓するため、ビジネスインキュベーションを推進する。

【事業共通】

- ・営業プロセスの最適化、全社営業の統制強化、顧客ニーズへの対応力強化等、事業拡大に向けた営業力を強化する。
- ・事業の成長に不可欠となる企業基盤への投資を行い、市場の変化に対し強固かつ柔軟なグループ体制を整備する。
- ・顧客、市場ニーズに対応するため、当社グループを補完するノウハウ、技術を保有するパートナー企業を開拓するとともに連携を強化する。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

期 別 項 目	第 61 期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第 62 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第 63 期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第64期(当連結会計年度) (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	—	—	20,941	22,991
経 常 利 益 (百万円)	—	—	1,305	1,690
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	—	—	783	1,165
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	65.03	96.75
総 資 産 (百万円)	—	—	11,902	13,615
純 資 産 (百万円)	—	—	7,972	9,126
1株当たり純資産 (円)	—	—	661.87	757.68

(注) 1. 第63期が連結初年度となりますので、第62期以前につきましては記載しておりません。

2. 当社は平成28年4月1日をもって1株を2株とする株式分割を実施しております。

第63期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、株式分割が期首に実施されたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

期 別 項 目	第 61 期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第 62 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第 63 期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第64期(当事業年度) (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	18,997	19,430	20,241	22,094
経 常 利 益 (百万円)	819	1,153	1,271	1,620
当 期 純 利 益 (百万円)	415	568	766	1,124
1株当たり当期純利益 (円)	68.12	93.65	63.62	93.35
総 資 産 (百万円)	10,093	10,922	11,610	13,211
純 資 産 (百万円)	6,694	7,179	7,788	8,901
1株当たり純資産 (円)	1,096.95	1,192.13	646.59	739.00

(注) 当社は平成28年4月1日をもって1株を2株とする株式分割を実施しております。

第63期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、株式分割が期首に実施されたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
TDCネクスト株式会社	47百万円	100%	コンピュータソフトウェアの開発、販売及び賃貸等

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

区分	内容
システム開発	コンサルティング、開発から運用・管理までの一貫したシステム開発サービスの受託及びソフトウェアの設計、開発並びに保守の受託、自社製品の開発・製造・販売、他社製品の仕入・販売及びそれに付帯するサービスの提供

(8) 主要な営業所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
関西事業所	大阪府大阪市

② 子会社

名称	所在地
TDCネクスト株式会社	東京都品川区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減 (△は減少)
1,435 名	76 名

② 当社の従業員数

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比増減 (△は減少)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	1,156	41	37.1	12.4
女 性	182	21	31.1	7.5
合計または平均	1,338	62	36.3	11.7

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	150
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	86
三 菱 UFJ 信 託 銀 行 株 式 会 社	75
株 式 会 社 り そ な 銀 行	60
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	30

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,556,800株 (自己株式511,732株を含む。)
- (3) 株主数 2,934名 (前事業年度末比186名減)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 野 崎 事 務 所	1,532,000	12.7
T D C 社 員 持 株 会	1,076,900	8.9
野 崎 聡	502,600	4.2
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	384,000	3.2
藤 井 吉 文	313,700	2.6
株式会社インフォメーション・ディベロプメント	300,000	2.5
野 崎 哲	284,600	2.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	239,000	2.0
ア ジ ア 航 測 株 式 会 社	200,000	1.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	188,700	1.6

(注) 当社は、自己株式511,732株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
また、持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 当事業年度中に取得した株式

普通株式 154株
取得価額の総額 0百万円

② 株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図るため、平成28年4月1日をもって1株を2株とする株式分割を実施しております。

なお、本件に伴い、発行可能株式総数と発行済株式の総数は以下のとおり変更となっております。

発行可能株式総数 50,000,000株
発行済株式の総数 12,556,800株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	橋 本 文 雄		
代表取締役社長	谷 上 俊 二		
取 締 役	小田島 吉 伸	ファイナンシャルビジネスユニット担当、ITインテグレーション事業本部担当、システム開発本部担当、グループビジネス推進室担当、関西事業所担当	
取 締 役	岩 田 伸	管理本部担当	
取 締 役	野 田 和 昭	バンキングシステム事業本部長	
取 締 役	高 瀬 美佳子	エンタープライズビジネスユニット担当、営業戦略本部長	
取 締 役	河 合 靖 雄	ソリューションビジネスユニット担当、業務推進本部長	
取 締 役	北 川 和 義	ソリューション事業本部長、営業戦略本部副本部長	
取 締 役	大 垣 剛	経営企画本部担当、管理本部長	
取 締 役	桑 原 茂		
取 締 役	八 田 茂		

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
常勤監査役	諏訪勝之		有限会社野崎事務所 代表取締役社長
常勤監査役	野崎 聡		
監査役	秋山 一郎		

- (注) 1. 取締役桑原茂氏及び八田茂氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役諏訪勝之氏及び秋山一郎氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 当事業年度中に就任した取締役は次のとおりであります。

就任時の地位	氏 名	就任年月日
取 締 役	高瀬 美佳子	平成 28 年 6 月 29 日
取 締 役	大垣 剛	平成 28 年 6 月 29 日
取 締 役	八 田 茂	平成 28 年 6 月 29 日

4. 平成29年4月1日付の組織変更により、同日付で次のとおり異動がありました。

地 位	氏 名	異動後の担当
取 締 役	小田島 吉伸	ITインテグレーション事業本部担当、システム開発本部担当、グループビジネス推進室担当、関西事業所担当
取 締 役	野田 和昭	ファイナンシャルビジネスユニット担当
取 締 役	高瀬 美佳子	エンタープライズビジネスユニット担当、営業本部長
取 締 役	河合 靖雄	ソリューションビジネスユニット担当、ビジネスマネジメント推進本部長、未来技術推進室長
取 締 役	北川 和義	ソリューション事業本部長、営業本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となっております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	308百万円 (5百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	31百万円 (18百万円)
合 計	14名	339百万円

- (注) 1. 当事業年度末日における取締役は11名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。
2. 「報酬等の額」には、取締役に対する当事業年度に係る役員賞与86百万円が含まれております。
3. 平成28年6月29日開催の第63回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額360百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、平成16年6月29日開催の第51回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額60百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

・取締役桑原茂氏

当事業年度中に開催した13回の取締役会に13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・取締役八田茂氏

社外取締役就任後に開催した10回の取締役会に10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・常勤監査役諏訪勝之氏

当事業年度中に開催した13回の取締役会に13回、18回の監査役会に18回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・監査役秋山一郎氏

当事業年度中に開催した13回の取締役会に12回、18回の監査役会に17回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に定めておりますが、現時点で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を取締役会において決議しております。基本方針は以下のとおりです。

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、適正な業務執行を行っていく基盤として当社及びグループ会社（以下、当社グループという）の企業理念及び行動指針を定め、自らの責務である内部統制システムの整備を行う。

当社グループの取締役、執行役員及びその他の使用人は、業務の適正を確保するための体制の整備に向けて本方針の実現に取り組む。

<企業理念>

わが社は、
最新の情報技術を提供し
お客様の繁栄に寄与するとともに
社員の生きがいを大切にし
社会と共に発展することを目指します。

<行動指針>

私たちの価値 O u r V a l u e

お客様の視点で発想し、創造性（Creativity）を発揮します。
高い目標にむかって、果敢に挑戦（Challenge）します。
オープンに語り合い（Communication）、夢と感動を共有します。
技術力の向上を図り、自己実現（Capability）を目指します。
法令を遵守（Compliance）し、誠実かつ公正に行動します。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、以下の事項に取り組む。

- （1）コンプライアンスの重要性を全社に徹底するための基盤として、コンプライアンスに関する事項を含む行動指針を取締役、執行役員及びその他使用人に実践させる。
- （2）当社グループ共通の企業理念及び行動指針に示された倫理を守るとともに、その徹底のため、取締役、執行役員及びその他使用人にコンプライアンス教育を実施させる。

- (3) 法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。
 - (4) 社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。
 - (5) 法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。
 - (6) 内部監査部門は、取締役会が定めた基本方針に基づく内部統制システムの整備及び運用状況について監査を実施し報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する責任者にあたる取締役を選任する。当社は、その責任者の指揮のもと、文書管理規程その他社内規程に基づき情報の管理を行う。取締役は、自らの意思決定及び関連するプロセスを以下に定める文書に記録しなければならない。
- (1) 株主総会議事録及び関連資料
 - (2) 取締役会議事録及び関連資料
 - (3) その他、重要な会議の議事録及び関連資料
 - (4) 取締役が決裁した文書及び関連資料
 - (5) その他、取締役の職務執行に関連する文書
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、当社グループ共通のリスク管理に関する基本方針を定めるとともに、リスク管理責任者にあたる取締役を選任する。当社は、その責任者の指揮のもと、リスクアセスメントを実施し、経営上重要なリスクに対して、予防措置及び事業継続計画を含むリスク管理体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、以下の事項に取り組む。
- (1) 中期経営計画及び年度計画を策定し、定期的実施状況をモニタリングして、その結果を取締役に報告する。
 - (2) 取締役及び執行役員による機動的な業務執行を図るため、権限体系及び意思決定ルールを整備する。
 - (3) 会社組織の分掌事項及び各組織の権限や責任者の明確化を図り、内部牽制機能の確立を図るとともにコーポレート・ガバナンスの強化を実現する。
 - (4) ITを利用し、業務の合理化、迅速化及び財務報告の信頼性確保に努める。
 - (5) 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ有効に行われることを確保するため、業績管理制度、人事管理制度等の社内体制を整備する。

(6) 経営上、重要な事項について多面的な検討を行うことを目的に、取締役及び執行役員が出席する会議を定期的に開催する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団の企業価値を最大化する観点から、適切な株主権の行使を行う。

また、以下の体制の構築を含めた企業集団の管理に関する規程を定め、企業集団の適正な管理を行う。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

子会社は、社内規程に基づき、業務執行については定期的に当社に報告を、経営上重要な事項を決定する場合には当社と事前協議等を行う。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、当社グループ共通のリスク管理に関する基本方針を遵守するとともに、リスク管理責任者にあたる取締役を選任する。子会社は、その責任者の指揮のもと、経営上重要なリスクに対して、必要な措置を講じる。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、以下の事項に取り組む。

(1) 中期経営計画及び年度計画を策定し、定期的実施状況をモニタリングして、その結果を取締役に報告する。

(2) 取締役及び執行役員による機動的な業務執行を図るため、権限体系及び意思決定ルールを整備する。

(3) 会社組織の分掌事項及び各組織の権限や責任者の明確化を図り、内部牽制機能の確立を図るとともにコーポレート・ガバナンスの強化を実現する。

(4) ITを利用し、業務の合理化、迅速化及び財務報告の信頼性確保に努める。

(5) 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ有効に行われることを確保するため、業績管理制度、人事管理制度等の社内体制を整備する。

(6) 経営上、重要な事項について多面的な検討を行うことを目的に、取締役及び執行役員が出席する会議を定期的に開催する。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、以下の事項に取り組む。

(1) コンプライアンスの重要性を全社に徹底するための基盤として、コンプライアンスに関する事項を含む当社グループ共通の行動指針を取締役、執行役員及びその他使用人に実践させる。

(2) 当社グループ共通の企業理念及び行動指針に示された倫理を守るため、取締役、執行役員及びその他使用人にコンプライアンス教育を実施させる。

- (3) 法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に親会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、親会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。
 - (4) 社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。
 - (5) 法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 内部監査部を監査役の職務を補助する部門とし、同部門に所属する使用人を監査役の職務を補助する使用人とする。なお、監査役は、必要に応じて同部門以外に所属する使用人を補助すべき使用人として指名することができる。
 内部監査部並びに指名された補助使用人は、監査役の職務を補助するに当たり、その指揮命令に基づいて業務にあたる。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 取締役会は、補助使用人に関する任命、異動等の人事事項について、監査役会の同意を得る。
8. 監査役の前々号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令に関し、取締役を含む補助使用人の上長等の指揮命令を受けないことを社内規定に明記し、徹底する。
9. 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
 監査役は、以下の報告の他、取締役会、経営会議、経営企画会議等の経営上重要な会議に出席し、法定事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受ける。
- ①取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
 取締役、執行役員及びその他使用人は、以下の事項について、速やかに監査役に報告を行う。
 - (1) 法令及び定款に違反する事項
 - (2) 内部通報制度による通報
 - (3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 また、情報管理、リスク管理、コンプライアンス、内部監査、その他内部統制に関する事項を担当する取締役、執行役員及びその他使用人は、その業務執行の内容を定期的に監査役に報告する。

②子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、執行役員及びその他使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、以下の事項について、速やかに当社の監査役に報告を行う。

- (1) 法令及び定款に違反する事項
- (2) 内部通報制度による通報
- (3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

公益通報者保護規程により、会社は通報者が通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないこと、また、通報者に対して不利益な取扱いを行った者に対して処分を課することができることを明記し、徹底する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行にあたり必要な場合において、弁護士や会計監査人に相談をすることができ、その費用は当社が負担する。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人と定期的に意見交換を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社は、当社グループ共通の企業理念及び行動指針に示された倫理の徹底のため、グループ全社の役員及び社員への企業理念及び行動指針の周知徹底を図るとともにコンプライアンス教育を実施しております。

2. 情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程その他社内規程に基づき、取締役職務の執行に係る情報を文書に記録するとともに管理を行っております。

3. リスク管理体制

当社は、リスク管理責任者を選任し、リスク管理体制の整備を行うとともに、取締役会等の会議体においてその監督を行っております。

4. 効率的な業務執行を確保するための体制

当社は、中期経営計画及び年度計画を策定し、定期的実施状況をモニタリングして、その結果を取締役に報告しています。また、取締役及び執行役員による機動的な業務執行を図るため、職務権限基準を定め、委任の範囲を明確に定めるとともに経営上、重要な事項について多面的な検討を行うことを目的に、取締役及び執行役員が出席する経営会議を定期的開催しております。

5. グループ会社の業務適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規定により、子会社は、業務執行については定期的に当社に報告を、経営上重要な事項を決定する場合には当社と事前協議等を行っております。

6. 監査役監査の実効性を確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議等の経営上重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査しています。また、監査役は、その役割・責務を果たすため、積極的に情報を収集するとともに、取締役、会計監査人および内部監査部と定期的に意見交換を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

企業価値を向上させることが、結果として防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値の向上に注力しているところであります。現状、特別な防衛策は導入しておりませんが、当社は次の基本方針を支持するものが、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配するもの」であることが望ましいと考えております。

《基本方針》

法令及び社会規範の遵守を前提として次の事項を推進し、中長期的かつ総合的に企業価値の向上を目指す。

- 1) 効率的な資産活用及び利益重視の経営による業績の向上並びに積極的な利益還元
- 2) 経営の透明性の確保
- 3) 顧客をはじめあらゆるステークホルダーから信頼される経営体制の構築

なお、上記の基本方針に照らして不適切なものが当社支配権の獲得を表明した場合には、当該表明者や東京証券取引所その他の第三者等とも協議の上、次の要件を充足するための必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- 1) 当該措置が上記の基本方針に沿うものであること
- 2) 当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
- 3) 当該措置が役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(注) 本事業報告中の記載数値は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,991,779	流動負債	4,242,471
現金及び預金	5,557,919	買掛金	914,529
売掛金	4,572,941	短期借入金	401,000
仕掛品	148,151	未払金	211,468
繰延税金資産	594,647	未払費用	1,837,850
その他	118,119	未払法人税等	428,227
		未払消費税等	226,315
		役員賞与引当金	89,400
		受注損失引当金	22,623
		その他	111,056
固定資産	2,624,132	固定負債	247,118
有形固定資産	178,491	資産除去債務	61,385
建物	121,032	繰延税金負債	121,414
工具器具備品	48,381	その他	64,318
リース資産	9,078		
無形固定資産	309,929	負債合計	4,489,589
ソフトウェア	305,834	(純資産の部)	
電話加入権	4,095	株主資本	8,633,075
投資その他の資産	2,135,711	資本金	970,400
投資有価証券	1,576,996	資本剰余金	820,450
関係会社株式	140,000	利益剰余金	7,065,397
差入保証金	395,020	自己株式	△223,172
繰延税金資産	473	その他の包括利益累計額	493,247
その他	23,221	その他有価証券評価差額金	493,247
		純資産合計	9,126,322
資産合計	13,615,912	負債純資産合計	13,615,912

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		22,991,820
売上原価		18,579,968
売上総利益		4,411,851
販売費及び一般管理費		2,766,092
営業利益		1,645,759
営業外収益		54,271
受取利息	364	
受取配当金	26,249	
関係会社整理損失引当金戻入額	10,383	
関係会社清算益	7,951	
その他	9,322	
営業外費用		9,561
支払利息	3,155	
投資事業組合運用損	1,293	
その他	5,112	
経常利益		1,690,468
税金等調整前当期純利益		1,690,468
法人税、住民税及び事業税	605,525	
法人税等調整額	△80,419	525,105
当期純利益		1,165,363
親会社株主に帰属する当期純利益		1,165,363

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	970,400	820,450	6,140,938	△223,010	7,708,778
当期変動額					
剰余金の配当			△240,904		△240,904
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,165,363		1,165,363
自己株式の取得				△162	△162
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			—		—
当期変動額合計	—	—	924,458	△162	924,296
当期末残高	970,400	820,450	7,065,397	△223,172	8,633,075

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	263,648	263,648	7,972,426
当期変動額			
剰余金の配当			△240,904
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,165,363
自己株式の取得			△162
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	229,599	229,599	229,599
当期変動額合計	229,599	229,599	1,153,895
当期末残高	493,247	493,247	9,126,322

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	TDCネクスト株式会社

(2) 非連結子会社の名称

非連結子会社の数	1社
非連結子会社の名称	TDCアイレック株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

当連結会計年度より「天津TDC軟件技術有限公司」は、清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

なお、TDCアイレック株式会社は、平成29年3月21日付で、株式会社マイソフトから社名を変更しております。

2. 持分法に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

非連結子会社の数	1社
非連結子会社の名称	TDCアイレック株式会社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純利益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、耐用年数は、建物が3～15年、工具、器具及び備品が3～20年であります。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用ソフトウェアについて、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、その他のプロジェクトについては、工事完成基準を適用することとしております。なお、工事進行基準を適用するプロジェクトの当連結会計年度末における進捗度の見積りは原価比例法によることとしております。なお、当連結会計年度においては、工事進行基準を適用するプロジェクトの発生はありません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記
- | | |
|----------------|-----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 193,289千円 |
|----------------|-----------|
6. 連結損益計算書に関する注記
- | | |
|-----------------|----------|
| 一般管理費に含まれる研究開発費 | 80,880千円 |
|-----------------|----------|
7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 12,556,800株 |
|------|-------------|
- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 511,732株 |
|------|----------|
- (3) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額
- 平成28年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
- | | |
|------------|------------|
| ・ 配当金の総額 | 240,904千円 |
| ・ 1株当たり配当額 | 40円 |
| ・ 基準日 | 平成28年3月31日 |
| ・ 効力発生日 | 平成28年6月30日 |
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度となるもの
- 平成29年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり提案する予定であります。
- | | |
|------------|------------|
| ・ 配当金の総額 | 385,442千円 |
| ・ 1株当たり配当額 | 32円 |
| ・ 基準日 | 平成29年3月31日 |
| ・ 効力発生日 | 平成29年6月30日 |
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。
8. 金融商品に関する注記
- (1) 金融商品の状況に関する事項
- (金融商品に係る取組方針)
- 当社グループは、資金運用については、安全性を重視し、運用金額全体に制限を設けた上で、市場リスクが低い短期的な金融商品に限定し、効果的かつ効率的な余資運用を行っています。また、資金調達については、銀行借入によっております。
- (主な金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制)
- 売掛金に係る取引先の信用リスクは、「営業管理規定」に従って、信用状態の変化、売掛金回収状況を管理し、リスクを管理しています。
- 投資有価証券は、株式及び投資信託です。これらは発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されていますが、「有価証券管理規定」に従って、時価や格付情報、信用状況の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 差入保証金は、主として本社事務所に係る入居保証金です。
- 買掛金は外注委託先に対する債務であり、未払金は一般経費等に係る債務であり、短期間で支払われます。
- 短期借入金は、運転資金に係る銀行借入金です。実需との乖離を極力避けるために、月次で資金繰計画により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	5,557,919	5,557,919	—
(2) 売掛金	4,572,941	4,572,941	—
(3) 投資有価証券	1,500,733	1,500,733	—
(4) 差入保証金	395,020	385,356	△9,663
(5) 買掛金	(914,529)	(914,529)	—
(6) 短期借入金	(401,000)	(401,000)	—
(7) 未払金	(211,468)	(211,468)	—
(8) 未払法人税等	(428,227)	(428,227)	—
(9) 未払消費税等	(226,315)	(226,315)	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

(4) 差入保証金

将来キャッシュ・フローを返還見込みまでの期間及び無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金、及び(8) 未払法人税等、並びに(9) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式に計上されている非上場株式（連結貸借対照表計上額はそれぞれ76,262千円、191,880千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	757円68銭
(2) 1株当たり当期純利益額	96円75銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,556,229	流動負債	4,064,638
現金及び預金	5,431,166	買掛金	872,306
売掛金	4,296,064	短期借入金	401,000
仕掛品	145,374	未払金	198,686
繰延税金資産	566,756	未払費用	1,764,712
その他の他	116,868	未払法人税等	407,924
		未払消費税等	207,603
		役員賞与引当金	86,000
		受注損失引当金	22,623
		その他の他	103,782
固定資産	2,655,613	固定負債	245,884
有形固定資産	171,417	資産除去債務	61,385
建物	115,758	繰延税金負債	121,414
工具器具備品	46,581	その他の他	63,084
リース資産	9,078		
無形固定資産	308,479	負債合計	4,310,523
ソフトウェア	305,063	(純資産の部)	
電話加入権	3,416	株主資本	8,408,072
		資本金	970,400
投資その他の資産	2,175,716	資本剰余金	820,450
投資有価証券	1,576,996	資本準備金	242,600
関係会社株式	191,880	その他資本剰余金	577,850
差入保証金	383,636	利益剰余金	6,840,394
その他の他	23,204	その他利益剰余金	6,840,394
		別途積立金	2,900,000
		繰越利益剰余金	3,940,394
		自己株式	△223,172
		評価・換算差額等	493,247
		その他有価証券評価差額金	493,247
資産合計	13,211,843	純資産合計	8,901,319
		負債純資産合計	13,211,843

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	22,094,866
売 上 原 価	17,918,972
売 上 総 利 益	4,175,894
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,599,043
営 業 利 益	1,576,850
営 業 外 収 益	53,289
受 取 利 息	360
受 取 配 当 金	26,249
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金 戻 入 額	10,383
関 係 会 社 清 算 益	7,951
そ の 他	8,345
営 業 外 費 用	9,561
支 払 利 息	3,155
投 資 事 業 組 合 運 用 損	1,293
そ の 他	5,112
経 常 利 益	1,620,579
税 引 前 当 期 純 利 益	1,620,579
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	573,864
法 人 税 等 調 整 額	△77,737
当 期 純 利 益	1,124,451

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	970,400	242,600	577,850	820,450	2,900,000	3,056,847	5,956,847	△223,010	7,524,686
当期変動額									
剰余金の配当				—		△240,904	△240,904		△240,904
当期純利益				—		1,124,451	1,124,451		1,124,451
自己株式の取得				—				△162	△162
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—					—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	883,547	883,547	△162	883,385
当期末残高	970,400	242,600	577,850	820,450	2,900,000	3,940,394	6,840,394	△223,172	8,408,072

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	263,648	263,648	7,788,335
当期変動額			
剰余金の配当			△240,904
当期純利益			1,124,451
自己株式の取得			△162
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	229,599	229,599	229,599
当期変動額合計	229,599	229,599	1,112,984
当期末残高	493,247	493,247	8,901,319

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「その他資本剰余金」の当期末残高577,850千円の内訳は、資本準備金減少差益598,400千円、自己株式処分差損20,549千円です。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、耐用年数は、建物が3～15年、工具、器具及び備品が3～20年であります。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェアについて、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、その他のプロジェクトについては、工事完成基準を適用することとしております。なお、工事進行基準を適用するプロジェクトの当事業年度末における進捗度の見積りは原価比例法によることとしております。なお、当事業年度においては、工事進行基準を適用するプロジェクトの発生はありません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務	30,100千円
--------	----------

上記の取締役に対する金銭債務は、役員退職慰労金未支給額であります。

当社は、平成16年6月29日開催の第51回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、また平成18年6月29日開催の第53回定時株主総会において、在任取締役及び監査役に対し平成16年6月までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	12,374千円
短期金銭債務	59,081千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

186,612千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	379千円
外注取引高等	664,515千円

(2) 一般管理費に含まれる研究開発費

80,880千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	511,732株
------	----------

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

① 流動の部	
繰延税金資産	
未払賞与	485,480千円
未払事業税	32,923千円
未払確定拠出年金掛金	5,289千円
未払退職金	15,894千円
受注損失引当金	6,981千円
その他	20,186千円
繰延税金資産合計	<u>566,756千円</u>
② 固定の部	
繰延税金資産	
投資有価証券評価損	32,681千円
ソフトウェア	50,177千円
未払役員退職慰労金	9,216千円
長期未払費用	15,834千円
その他	26,828千円
繰延税金資産小計	<u>134,739千円</u>
評価性引当額	<u>△42,793千円</u>
繰延税金資産合計	91,945千円
繰延税金負債	
退職給付信託解約益	△2,710千円
資産除去債務に対応する除去費用	△11,938千円
その他有価証券評価差額金	<u>△198,710千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△213,359千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△121,414千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、次のとおりであります。

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8%
住民税均等割額	0.2%
評価性引当額	△2.6%
その他	<u>△1.7%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.6%</u>

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TDCネクスト 株式会社	所有 直接 100%	システム開発受託及び委託 役員の兼任	システム委託開発等	556,505	買掛金	55,017

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

価格及び取引条件は、当社と関係を有しない他の第三者と同様に、提供サービスの質及び価格等を総合的に勘案し、取引の是非及び価格を決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 739円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益額 | 93円35銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 武 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中島 達 弥 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 達 弥 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月9日

T D C ソフトウェアエンジニアリング株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 諏訪 勝之 ㊟

常勤監査役 野崎 聡 ㊟

監査役（社外監査役） 秋山 一郎 ㊟

以上

以上

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンからの議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話向けサイトからの議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・ 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

都市センターホテル 6階
千代田区平河町二丁目4番1号
電話03-3265-8211



交通機関のご案内

東京メトロ 有楽町線「麹町駅」 半蔵門方面1番出口より徒歩4分

東京メトロ 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」

9b番出口より徒歩3分

東京メトロ 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」 D出口より徒歩8分

JR中央線「四ツ谷駅」 麹町出口より徒歩14分

都バス 平河町二丁目（都市センター前）下車

（新橋駅⇔市ヶ谷駅⇔小滝橋車庫前）

株主様用の駐車場をご用意しておりませんので上記の公共交通手段をご利用くださいますようお願い申し上げます。